

佐情個第 17 号
平成 30 年 3 月 2 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 松 尾 弘 志

個人情報の収集の制限の適用を除外する事項について(答申)

平成 30 年 1 月 12 日付け法私第 3515 号で諮問のあったこのことについては、審議した結果、別紙のとおり認めます。ただし、収集の制限に係る個人情報は、個人の人格に深く関わるものであり、個人の権利利益を害するおそれが高いことから、除外事項の類型に該当する場合であっても、収集を原則禁止する趣旨を踏まえ、収集する必要性やその範囲を十分に検討し、事務に必要な範囲内で最小限の収集とするとともに、収集後においてもその取扱いには特に慎重な配慮を行ってください。

また、判断がつきにくい場合は、当審査会の意見を聴くなど適切に対応してください。

別紙

< 取扱いに特に配慮を要する個人情報を例外的に収集できる場合 >

収集する個人情報の詳細は以下のとおり。

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、身体障害、知的障害、精神障害その他心身の機能の障害があること、医師等により行われた健康診断その他の検査の結果、医師等により行われた保健指導、診療、調剤に関すること
被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたこと、非行少年等として保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

類型化するもの

番号	類 型	収集する個人情報	収集する理由又は必要性
1	(栄典、表彰等) 栄典、表彰等の選考を行うに当たり、選考対象者、候補者の信条、犯罪の経歴等に関する個人情報を収集する場合		功績調書の中には、信条に関する個人情報が含まれる場合がある。 犯罪の経歴を有する者が栄典、表彰等を受けることは、社会通念上や県民感情等にそぐわないこともあることから、候補者の選考等に当たって、犯罪の経歴等の有無を確認することが必要な場合がある。
2	(用地補償) 公共事業に伴い、土地等を取得するに当たり、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の補償を適切に行うため、土地や家屋等の所有者の信条に関する個人情報を収集する場合		墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償額算定のため、土地や家屋等の所有者の信条に関する個人情報を収集する場合がある。
3	(作文等募集) コンクールや試験、委員等の選考を行う中で、作文、論文等に含まれる取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集する場合		収集する情報の中には、事務の性質上、取扱いに特に配慮を要する個人情報が含まれる場合がある。
4	(相談、要望、苦情等) 相談、要望、陳情、意見、苦情等の中で、取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集する場合		相談等の中には、取扱いに特に配慮を要する個人情報が含まれる場合がある。また、実施機関がこれらに適切に対応するために、取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集する場合もある。
5	(診療、保健指導等) 医療機関、保健所等の機関において、患者や受診者に対する診察や治療、疾病の予防等を行うに当たり、取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集する場合		医療機関や保健所等において、患者等の病状等に合わせた的確な診察や治療、疾病の予防等を行うため、取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集することになる。

別紙

番号	類 型	収集する 個人情報	収集する理由又は必要性
6	(宗教法人) 宗教法人に関する事務を行うに当たり、当該法人の関係者の信条に関する個人情報を収集する場合		宗教法人の活動状況の調査等を行うに当たり、当該法人の関係者の信条に関する個人情報を収集する場合がある。
7	(争訟、交渉等) 争訟、交渉等の事務を行うに当たり、当事者や関係者に係る取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集する場合		事務の性質上、取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集する場合がある。
8	(一般に入手し得る情報) 出版・報道等により一般に入手し得る情報から取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集する場合		事務の遂行上、出版・報道等により一般に入手し得る情報から取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集する場合がある。
9	(議会对応) 議員の政党名、会派名、政治理念等の信条に関する個人情報を収集する場合		議会对応を行うに当たり、議員の所属政党名、会派名、政治理念等の信条に関する個人情報を収集する必要がある。
10	(来訪者の受入) 海外からの研修者、来客等の受入れを行うに当たり、必要な個人情報を収集する場合		海外からの研修生や来客等を受け入れるに当たり、滞在中の宗教に基づく食事の制限など生活習慣の違いに適切に対応するとともに、滞在中の生活に支障を来さないよう、また、研修生等としての適性を判断するため、信条、犯罪の経歴、病歴等を収集する必要がある。
11	(職員の人事管理) 職員の任免等を行うに当たり、必要な個人情報を収集する場合		<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員及び臨時職員の任用に当たり、犯罪の経歴、健康診断の結果等を収集することが必要な場合がある。 ・職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。）の適切な配置、免職等を行うに当たり、病歴、障害の状況、健康診断の結果等を収集する必要がある。 ・職員の懲戒処分を行うに当たり、犯罪の経歴等の必要な情報を収集する場合がある。
12	(職員及び議員の健康管理等) 職員及び議員の健康管理等を行うに当たり、個人情報を収集する場合		<ul style="list-style-type: none"> ・職員への助言・指導、職場での適切な措置など職員の健康管理及び福利厚生に係る事務を行うに当たり、病歴、障害の状況、健康診断の結果等を収集することが必要な場合がある。 ・議員の健康管理を行うに当たり、病歴、健康診断の結果を収集することが必要な場合がある。
13	(教育) 入学者の決定や生徒等に対する教育指導、生活指導、保健指導等を行うに当たり、必要な個人情報を収集する場合		入学者の決定や生徒等に対する教育指導等を行うため、取扱いに特に配慮を要する個人情報を収集する必要がある。

別紙

番号	類 型	収集する 個人情報	収集する理由又は必要性
14	(職業訓練・研修等関係事務) 職業訓練・研修等を行うに当たり、 必要な個人情報を収集する場合		産業技術学院、農業大学校等において、学生等の入退校等に関する事務や健康管理を適切に行うため、病歴、障害の状況、健康診断の結果等を収集する必要がある。
15	(自立・社会参加促進支援) 犯罪被害、病気、障害等により日常生活への適応や社会参加が困難な人への支援等を行うに当たり、必要な個人情報を収集する場合		支援者等の状況等に応じた的確な支援等を行うため、犯罪により害を被った事実、病歴、障害の状況、健康診断の結果等を収集する必要がある。
16	(イベント・講演会・試験等) イベント、講演会、試験等を開催するに当たり、必要な個人情報を収集する場合		参加資格の確認、講師・参加者等の関係者に対して、適切な配慮をするため、病歴、障害の状況、健康診断の結果等を収集する必要がある。
17	(疾患等対策) 特定の疾患、障害等を有する者に対する支援や効果的な医療、介護、保健、福祉施策を実施するに当たり、必要な個人情報を収集する場合		特定の疾患、障害等を有する者に対する検査、治療費助成、サービス等の支援や、効果的な医療、介護、保健、福祉施策を実施するため、病歴、障害の状況、健康診断の結果等を収集する必要がある。
18	(補助金等交付事務) 各種の補助金等の事務を実施するに当たり、必要な個人情報を収集する場合		交付要件に該当するかを判断するため、病歴、障害の状況、健康診断の結果等を収集する必要がある。
19	(防疫対策事務) 家畜伝染病等が発生した場合に防疫作業に従事する者に係る必要な個人情報を収集する場合		防疫作業に従事する者の従事の可否を判断するため、病歴、障害の状況、健康診断の結果等を収集する必要がある。

別紙

個別事務

番号	事務名	所管課	収集する個人情報	収集する理由又は必要性
1	建設業者等の指名停止等の措置	建設・技術課		指名停止等の措置を行うに当たり、措置要件の該当性を判断するため、犯罪の経歴、病歴等を収集する必要がある。